

名張市 通学路交通安全プログラム

～通学路の交通安全確保に関する取組の基本方針～

平成27年3月

令和5年4月改訂

名張市通学路交通安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「名張市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路交通安全推進会議の設置

通学路の安全確保について関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「名張市通学路交通安全推進会議」を設置し、本プログラムを策定するとともに、通学路の安全確保にむけ継続的に取組んでいきます。必要に応じて名張市地域づくり代表者会議に出席を求めることができるものとします。推進会議の事務局は、名張市教育委員会とします。

(7月・2月頃)

- | | |
|-------------|-------------|
| ・学識経験者 | ・名張市PTA連合会 |
| ・名張市小中学校校長会 | ・三重県伊賀建設事務所 |
| ・名張警察署 | ・名張市都市整備部 |
| ・名張市地域環境部 | |

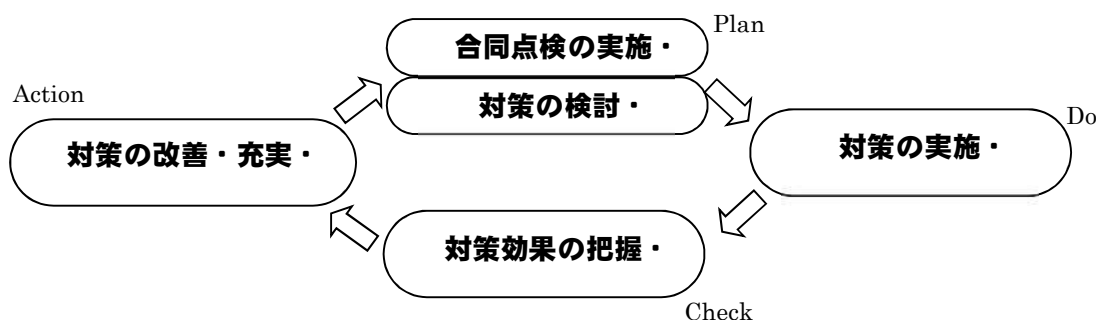
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の交通安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路交通安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

- ・市内中学校においては、個別で毎年合同点検を行い、小学校においては、中学校区単位で毎年合同点検を行います。

○現状把握(事前調査)

(5月～7月頃)

- ・学校、保護者等による通学路の調査を各小学校へ依頼し、合同点検の必要がある箇所(交通安全上支障をきたす恐れのある場所)を調査します。

○合同点検の実施

(7月・8月頃)

- ・学校から提出された危険箇所の合同点検を実施します。そして、合同点検実施後参加したメンバーにより対策必要箇所を明らかにします。

○合同点検の体制

- ・学校、地域、保護者、道路管理者、警察、教育委員会

(3) 対策の検討 (Plan)

(9月頃)

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施 (Do)

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。
- ・対策検討結果をまとめ、対策内容、対策時期を明らかにします。
- ・中長期的な対策が必要な箇所については、次年度予算の計上や、地元調整など、整備に向けた対策を検討します。
- ・指導、監視、啓発については、保護者等による見守り、学校による登下校時の街頭指導を行います。また、警察による街頭指導、取り締まりを行います。
- ・学校長は、必要に応じて適宜、通学路の見直しを行います。

(5) 対策効果の把握 (Check)

(12月頃)

○対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、

- ・地域住民、保護者へのアンケートの実施
- ・車両と歩行者の離隔を測定

など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実 (Action)

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表（3月）

- ・学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。